

# スハルト「腐敗」援助の後遺症

コト・パンジャン・ダムによる河川環境の破壊と立ち退き住民の生活難

コト・パンジャン・ダムは、日本政府により、開発と環境のモーデル・ケースとして宣伝されてきた。しかし、その実態は、経済的、社会的、環境的な尺度のいざれから眺めてみても、惨憺たるものである。現地では、立ち退き住民の間からは日本の「援助」に対する怒りの声が上がっている。

## 日本企業による売り込み案件

コト・パンジャン・ダムは、スマトラ島中部のリアウ州バンキン近くにおいて日本の「援助」によって建設された高さ五八メートル、堤長二五七・五メートルのコンクリート重力式ダムである。このダム建設のために、一〇カ村——西スマトラ州一カ村、リアウ州八カ村——が水没し、二万三〇〇〇人の住民が立ち退かされた。このダムの建設を画策したのは、東電設計（株）であった。同社は、一九七九年にプロファイ（案件探し）を行

い、一九八二～八三年には国際協力事業団（JICA）の委託によりフィージビリティ（実行可能性）調査を実施した。

次いで、一九八七～八九年には、東電設計は、現地企業ヨドウヤ・カルヤ社と組んで、詳細設計（D/D）を作成した。その資金手当のために、海外経済協力基金（OECF）は、インドネシア政府に対して一一億五二〇〇万円の円借款を供与した。

しかし、現地では、スハルト強権政

治に抗して、住民の間からはダム建設反対の声が上がった。そのため、筆者らは、一九九〇年八月に現地調査を行

つた。これに基づいて、筆者らは、日本政府に対しても、本体工事への融資を行わないよう、再三再四にわたって申し入れた。現地には一一四メガワットもの電力需要がないこと、また社会的・環境的影響が大きすぎるなどだが、

融資反対の理由であった。

しかしながら、このような申し入れを無視して、日本政府は、一九九〇年九一度に第一期分として一二五億円、一九九一年度に第二期分として一七五億二五〇〇万円の円借款を供与してしまった。

ダムは、一九九六年三月に完成され、試験的湛水を経て、一九九七年三月一日から本格的な貯水が開始された。しかし、未だに立ち退き補償の問題は片付いていない。それどころか、インドネシア国営電力公社（PLN）は、二〇〇〇年六月には補償打ち切りの方針を明らかにした。

プロジェクト監理を受注したのは、

東電設計であった。また、ダム建設工

新潟大学教授  
鷺見一夫

事を受注したのは、ハザマと現地企業ブランタス・アビプラヤ社であった。付け替え道路の建設を受注したのは、スハルトの長女トゥトゥラ・ルクマナ・スada）と彼女の夫インダラ・ルクマナ・コトトの當お会社（P.T. Agra Wisesa Utama）であった。

このダム建設において、インダネシア側と日本側との橋渡し役を演じたのは、ギナンジャール鉱業・エネルギー相（当時）であった。また、現地において、このダム建設の推進役を演じたのは、当時のリアウ州知事のスエリプトであった。彼は、スハルトによって、そのファミリーの利益を実現するためにリアウ州に派遣された国内大使であった。

## 訴訟に踏み切った立ち退き住民

ダムは、一九九六年三月に完成され、試験的湛水を経て、一九九七年三月一日から本格的な貯水が開始された。しかし、未だに立ち退き補償の問題は片付いていない。それどころか、インドネシア国営電力公社（PLN）は、二〇〇〇年六月には補償打ち切りの方針を明らかにした。

そのため、西スマトラ州側の水没村

の一つであるタンジュン・パウ村の六七世帯は、内務大臣、農業大臣、PLN総裁などの政府関係者八被告を相手

取つて訴訟を起こした。訴えの趣旨は、一九九一年四月一九日に、補償委員会と村落指導者との間の協議により、住宅、農地、作物などへの補償について合意されていたにもかかわらず、この合意を守らないで、これらの資産を水没させたのは違法であるというのであつた。

こうした理由により、原告は、一九八八年以來に蒙つた損害総額が八億八〇八七万二五〇ルピアにのぼるとして、これに年率一三%の利子を加味して、総額一一億四五〇〇万ルピアの損害賠償の支払いを要求したのである。

このタンジュン・パウ村の住民訴訟を支援しているのは、ブキチングに本拠を持つ法律支援事務所 (KBH, Kantor Bantuan Hukum) である。

KBHの住民支援は、基本的にはボランティア活動で、勝訴した場合にのみ訴訟費用を受け取ることになっている。

## 裁判所での意見聴取

こうした現地での動向に関心を持つた筆者は、過去二回の現地調査（一九九〇年と一九九二年）に統いて、三度

目の現地調査（一一〇〇〇年九月一一日～一七日）を行つた。ホスト役となつてくれたのは、タラタク協会 (Yayasan Taratak) であった。

タラタク協会は、一九九〇年以来、コト・パンジャン・ダムの反対運動を

続けており、一九九五年以降はこのダム建設で立ち退かされた住民の生活自立のための支援活動を行つてゐるNG

団体の支援活動は、以下のところ、西スマトラ州の側での二つの移住地（リンボ・ダタ第1村と第2村）に集中している。支援活動の中心は、チリなどの生産・販売活動を軌道に乗せることにある。

九月一三日には、筆者は、タラタク協会とKBHの人々から、コト・パンジャン・ダムの運用状況、立ち退き住民の生活状況などについて説明を受け

た。その際、翌日午前一〇時から第四回公判が開かれることが知らされた。

一四日には、タラタク協会とKBHの人々に案内されて、タンジュン・パティ地方裁判所を訪れた。到着した途端、ハピニングが待ち構えていた。判事三名（裁判長は男性、二名の判事は女性）が開廷を一時間遅らせて、筆者は、マハット川沿いの国道を通つてダム貯水池にアプローチした。我々

の意見聴取において、筆者は、コト・パンジャン・ダムの経済的、社会的、環境的問題点などについて指摘した。この説明に対し、三人の判事は、

次々に質問を浴びせてきた。

公判は、一時間ほどで終わつた。閉廷後、裁判長は、もう一時間ほど意見を聞きたいと言い出した。この会談には、他の二人の判事も同席した。会談では、お互いに相當に忌憚のない意見交換をした。最も印象に残つたのは、「私達は、住民側の言い分に同情的です」という裁判長の言葉であつた。同時に、裁判長は、インドネシアでは、未だに司法の独立性が十分に保障されておらず、行政からの圧力と誘惑が強く、安月給では「腐敗」の罠に陥る危険が高いとも語つていた。

## 想像を絶するダム貯水池と移住地の惨状

昼食後、筆者は、いよいよ現地調査に向かうこととなつた。案内役を務めてくれたのは、タラタク協会のアル

メン・ムハマッド君とフィルダウス・ユダ君、KBHのアドヘル・ユシルマン弁護士とズルヘフリメン弁護士の四名であつた。

これに次いで、我々一行は、リンボ・ダタ第1村（旧タンジュン・バリ村）とリンボ・ダタ第2村（旧タンジュン・パウ村）を訪れた。両村は、新道の丘陵地帯側に造られており、それぞれが隣合わせに位置している。

両村における最大の問題は、村人に

は収入源がないという点である。その理由は、政府によつて約束されたゴム

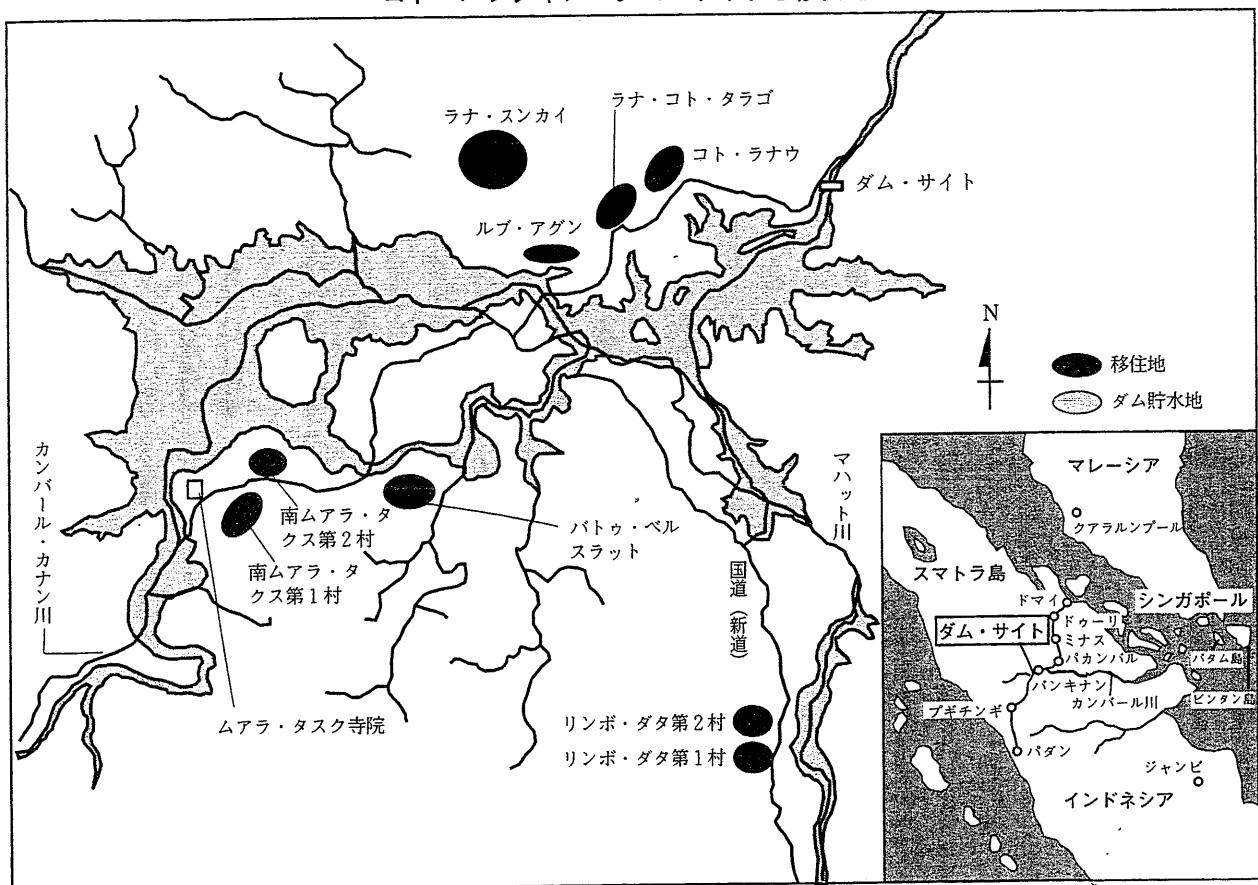
の乗つた車は、途中で新道——先に触れた付け替え道路——から外れて、旧道に入つて、遂にはダム貯水池底にまで入り込んでしまつた。

なぜこんなことになつたのかと言え

ば、ダム貯水池の水位低下のために旧道が地上に現れてしまつてゐるためである。そればかりではなく、一時は水底に沈んだタンジュン・パウ村とタンジュン・バリ村までもが姿を現してしまつてゐる。道路脇には廃屋や住宅跡地が露呈し、湖上には伐採されないままに残された枯れ木が延々と広がつてゐる。これは、実に異様な光景であつた。

驚いたのは、そればかりではない。一部の住民が、移住先から旧村に戻り始めていたのである。彼等によれば、水の確保が難しい高台の移住地では生活できないために、危険を冒しても旧村に戻らざるを得ないとのことであつた。

## コト・パンジャン・ダム・サイトと移住地



園が整備されていないためである。両村の周辺の山々には火が入れられ、燃え残った木々が黒々と放置されているが、ゴムの成木の姿はなく、僅かに道路脇にゴムの若木が植え付けられている程度である。

また、家々の造りには、相當に大きな格差が目につく。政府提供の木造住宅（縦六メートル、横六メートル）に比べて、一部には飛び抜けて豪勢な家屋もある。これらの家屋の多くは、長老たちのものである。このことは、補償金の支払いが、長老たち、特に政府当局に近い人たちに有利な形で行われたことを示唆している。

両村では、電線が通じている家庭とそうでない家庭とが半々である。これは、電気代を払える家庭とそうではない家庭があることを示している。このような状況では、社会共同体の一体性を維持することは難しく、特に長老たちとヤング・リーダーたちとの間に反目関係が生じている。

これに加えて深刻な問題は、飲料水の入手難である。両村には、OECFの資金援助により建設された深さ五メートルのコンクリート囲いの堀り抜き井戸が幾つか設けられている。しかし、村人は誰も、水浴用以外には、それらを利用していない。その理由は、

飲用には適さないためである。覗いてみると、赤茶けた色で、どうしてこんな無用の井戸を造つたのかと首を傾げざるを得ない。

井戸の近くでは、子供たちが湧き水から取水し、ポリバケツに入れて、手押し車で運んでいた。重量のある一輪の手押し車を操つてデコボコ道を進むのは、子供にとっては難事である。湧き水を覗いてみると、やはり赤茶けており、飲料に適していないことは一目瞭然である。伝染病が発生しないのが、不思議なくらいである。

しばらくすると、村外から手押し車で水を運んでくる子供づれの夫婦の姿を目撃した。そこで、早速インタビューワーをしてみることにした。サジルさんと名乗り、五三歳で、奥さんは四三歳であるとのことであった。彼等は、タンジン・パウ村の住人で、約二・五キロメートル離れた所にある小川まで、水浴を兼ねて、水汲みに出掛けた帰途であるとのことであった。

サジルさんの話によれば、立ち退き補償金はごく僅かで、この金は移転整備で消えてしまい、現在は蓄えはないとのことであった。また、二ヘクタールのゴム園が供与されたのであるが、ゴムの木は、未だ二〇×三〇センチにしか育っていない。そのため収入源は

ない。逆に、コメ、ココナツ、バナナ、魚、その他の日用品のすべてを買わねばならず、出費はかさむ一方であるとのことである。

こうした事情から、サジルさんは、毎日、近くのゴム農園に日雇い労働者として出掛けているとのことである。このような僅かな賃稼ぎでは、ラジオ、テレビ、その他の家具を整える余裕はないとのことである。

これに加えて、深刻な問題は、飲料水の入手難である。朝夕二回、水浴びを兼ねて、小川まで出掛けなければならぬ。往復で、毎日一〇キロメートルもの距離を歩かなければならないというのである。

### 白熱した住民集会でのやり取り

ヒアリングを終えると、周囲はすでに暗くなっていた。雑貨屋でコーヒーを啜つて一服した後に、夜七時から一〇時にかけては、タラタク協会の現地事務所で住民との対話集会が開かれた。この集会には、七十名近くの住民が集まつた。男性は出稼ぎに出ている人も多いため、参加者の半数以上が女性であつた。

この集会では、リンボ・ダタ第二村の若手村長は、OECFの井戸を強く

非難して、地元土建業者を潤しただけであると述べ、「援助腐敗」の典型例であると語つた。次いで、村長は、筆者に対し、現地視察についての感想を尋ねた。そこで筆者は、以下の点を指摘した。

①ダム貯水池に水が溜まらないのは、湖底に存在する断層ないしは染み込み穴 (sink hole) を通じて水漏れ現象が生じているためと見られる。②このようないく水位状況では、予定される一一四メガワットの発電は到底期待できない。

③そのため、日本からの三〇〇億円以上の円借款の返済は不可能である。④ダム貯水池では、樹木を取り除かないままに貯水するという愚挙が犯されており、これが、水質悪化の一因となつておる。⑤このダムではバックウォーター (逆流水) の度合いが大きく、水位の浅い水域が広範に広がっているため、これがボウフラの恰好の生息環境を提供していることから、将来的にはマラリアの大量発生が懸念される。⑥移住地事務所で住民との対話集会が開かれた。この集会には、七十名近くの住民が集まつた。男性は出稼ぎに出ている人も多いため、参加者の半数以上が女性であった。

下していく」とは避けられない。⑧移住者の生活再建の見通しについては悲観的にならざるを得ない。ゴム、ミカラン、パーム油などの換金作物は、国際価格の変動が激しいことから、安定的な収入源とはなり得ず、また販売ルートを有しない住民は、生産物を安値で買い叩かれることにならざるを得ないからである。⑨貯水池漁業については、水質悪化の状態に照らして将来性が乏しい。

以上が、筆者の述べた所見であるが、これに対する種々の質問が出された。議論の過程では、日本の裁判所への提訴の可能性、さらにはダム撤去運動の是非についても意見が出された。ダム撤去運動との絡みでは、筆者は、次のように述べた。かつての村々は、一時的に冠水しただけで、未だ土砂で埋まっているわけではない。今のままで再建は可能である。水さえ入手できるならば、生きるのに最低限に必要なコメを確保することは可能である。また、電力確保のための代替案は幾らもある。太陽熱・光・風力、バイオマスなど、今後種々の方法を検討すればよい。

### 移住者に見捨てられた

翌一五日は、まず最初にPLN現地管理事務所を訪ねた。スラメット・ブルノモ所長とアントノ・スチャトソン技師長が応対した。彼等は、筆者の質問に對しては、何一つまともに答えようとせず、官僚的答弁に終始した。たとえば、大口電力需要者については、パダンの配電所に聞いてくれというのであり、また住民移住問題については、西スマトラ州とリアウ州の関係当局に尋ねてくれという具合であつた。

次いで、ダム堤体と発電所を見た。堤体での水位は、約七五メートルで、通常水位（八〇・六メートル）を五メートル以上も下回っていた。現場技術者の話では、ダム完成以来、今日までの間に、三つの発電機がフル稼働したのは三日間（三八時間）にすぎず、現在は一機しか稼動しておらず、発電量は一七メガワットにすぎないとのことであった。

同日午後からは、リアウ州側の移住地を訪れた。コト・ラナウ村（旧プロウ・ガタン村）とラナ・コト・タラゴ村（旧タンジュン・アライ村）に続いて、ラナ・スンカイ村を訪れた。この村へは、バトウ・ベルスラット村の一部住民が移住した。この村でも、道路脇に二〇～三〇センチのゴムの木が僅かに植えられているにすぎず、周辺の

山々では火入れされた地肌が黒々と広がっているだけであった。この村では、四世帯がミカン栽培を行っていた。

ラナ・スンカイ村は、一つに分かれ、第一村へは二二〇世帯が入植したが、約四〇世帯が残っているだけとのことであった。また、第二村では、三三七世帯が入植したが、約三〇世帯が留まつていていた。

この村を立ち去つた世帯の多くは、新たに形成されたルブ・アグン村の方に移り住んでいる。この村は、政府によつて用意された移住地ではなく、かつてのバトウ・ベルスラット村の慣習的共有地 (tanah ulayat) であつた場所を、村人が自力開発して造成された。

この村の住人のセントットさん (四〇歳) と妻 (四五歳) の話では、ラナ・スンカイ村の家屋は残したままに、この村に移住してきたとのことである。

新村では、近くに小川があるため、何とか飲料・農業用水が得られるだけでも、元の移住地よりもましであると語つていた。

それでは、ラナ・スンカイ村に留まつていて人々の生活状態はどうなのか? この村の住民のブルハンさん (四八歳) の場合には、立ち退き補償金としては五〇〇万ルピア——一万ルピア (約一四〇円) で計算すると、七万円——を受

け取つたにすぎず、それも生活費でなくなつてしまつた。二ヘクタールのゴム園は与えられたが、いま苗木が配られている段階で、収入が得られるまでに七年以上も待たねばならない。裏庭には、僅かばかりのミカンの木が植えられているが、大した収入源とはならない。そのため、プランテーションに農園労働者として働きに出ているとのことである。しかし、僅かな労賃では、六人家族を養つていくことができない。

このような状況の下で、ブルハンさんは、生活費を切り詰めるために、長男 (一七歳) をはじめ、四人の子供たちを学校に通わせることを断念せざるを得なくなつてしまつた。この点に触れたとき、彼は、目頭を押さえた。その表情には、父親としての無念さが滲み出していた。

――**新たな提訴の動き**

南ムアラ・タクス第2村 (旧コト・トゥオ村) の最大の問題は、最大水位八五メートルの際には村の大部分が冠水してしまい、逆に低水位の際には水辺からは遠く隔たつてしまうという点にある。アブドゥル・カリムさん (三八歳) の話では、これまで一度だけ冠水したが、その後は貯水池の水位が低

下しているために水難騒ぎは起つていいことである。

この村でも、ゴムの成木は見られなかつた。また、住民たちは、三年間は電気代はタダであるという約束だつたのに、初年度から徴収していると不満を述べていた。アブドゥル・カリムさんの場合には、立ち退き補償金は二五〇万ルピアにすぎず、それも生活費に消えてしまつたために、マレーシア、シンガポールにまで出稼ぎにいつてゐることである。

こうした状況の下で、この村では、将来の収入源として漁業に期待して、幾つかの世帯が漁船を造つていた。しかし、先にも触れたように、貯水池漁業の将来は明るくはない。

アブドゥル・カリムさんは、村を案内した後に、今後の対応策について話し合いたいと言ひ出した。この会合には、アブドゥラ・アジムさんとアリ・ウニルさんも加わつた。その席上で、三人からは、リアウ州の側でも裁判所へ提訴する準備を始めたとの意向が表明された。また、三人は、ダム撤去運動についても、村人たちと相談してみたいと語つていた。

補償問題は終わつたというのが、P.L.N.の現在の基本的態度である。しかし、補償金は政府関係者のピンはね汚職で、住民の手元には十分に届いていない。また、ゴムの成木の茂つた二ヘクタールの農園を提供するという約束も果たされていない。最大の問題は、生活再建のための収入源が用意されていないという点である。

幸いなことに、これまでのところ、いずれの村でも、餓死者は発生していない。これは、人々が、種々の方法で生活費を稼ぐ努力をしているためである。その一つの方法は、家族構成員の一員、特に男性が、賃労働ないしは出稼ぎによつて、収入を得てゐるためである。もう一つには、特に女性たちが、燃料用の薪炭とか建設用の石材とかを集めなどの方法で生活費を得てゐたためである。

しかし、長期的に眺めてみれば、住者の生活再建の展望はない。「川の民」をここまで追いつめてしまつたのは、日本政府の無責任「援助」である。このような有害無用のダム建設に對して、回収不能の公的資金 (ODA) を投入したことの責任が、徹底的に追及されねばならない。

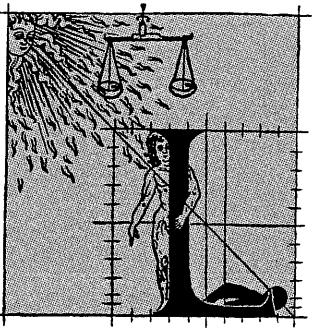
## 返済不能の融資の責任追及

(すみ・かずお)

# 法学セミナー

2001年2月1日発行 毎月1回1日発行 通巻554号 1956(昭和31)年4月12日 第3種郵便物認可 Vol.46.2  
日本評論社 ISSN 0439-3295

2  
2001



「ロード・ジャーナル」  
非拘束名簿式比例代表制の憲法的論点 ●小林武  
スバルト「腐敗」援助の後遺症 ●鷲見一夫  
揺らぐアメリカの死刑制度 ●柳重雄  
法科大学院における教育方法 ●小林秀之  
レノックス・ハインズ氏に聞く ●新倉修



特集

連続特集1 法的思考で判例学習(民法編)  
第2弾

連続特集2 憲法を問う —— 今の社会に持つ意味は?  
第2弾

●後藤巻則 ●小粥太郎 ●北居功 ●武川幸嗣 ●花本広志 ●常岡史子  
●長谷部恭男 vs 棟居快行 ●笛田栄司 vs 市川正人 ●横田耕一 vs 浦部法穂